

D & O 保険の免責条項に関する検討 ～ドイツの故意免責条項を中心として～

一橋大学商学研究科

内藤 和美

1. はじめに

D & O 保険は、「Directors' and Officers' Liability Insurance」と一般に称される保険で、会社の取締役その他の役員の負うことのあるべき損害賠償責任に関する損害保険である¹。D & O 保険は、米国において 1940 年代初めにロンドンのロイズによって引受けられたのが始まりであり²、米国で普及・発展した後に、ヨーロッパ諸国や日本などに相次いで導入され、それぞれの国で独自の発展を遂げている。

D & O 保険に関しては、すでに各国において様々な観点から研究がなされているが、中でも D & O 保険約款の免責条項は、非常に多岐にかつ広範囲にわたるのが特徴であり、保険者免責の範囲をいかに定めるのか、あるいは、約款規定としていかなる文言を使用するのかをきわめて重要な問題であるとされている。

本報告は、D & O 保険の免責条項に関して、とりわけ、近年ドイツにおいて議論の的となっている故意免責条項を取り上げ、その意義および範囲について検討することを目的とする。

2. ドイツの D & O 保険における免責条項

(1) D & O 保険約款における免責条項

ドイツの D & O 保険は、保険契約者たる企業の機関構成員（被保険者。具体的には、企業の業務執行者または取締役もしくは監査役会の構成員である。）が、その業務の遂行に際してなした義務違反を理由として、法律上の責任規定にもとづき、財産上の損害に関して、第

¹ 山下友信編著『逐条 D & O 保険約款』商事法務、2005 年、p.1.

² 甘利公人『会社役員賠償責任保険の研究』多賀出版、1997 年、p.40.

【創立 70 周年記念大会】

第 II セッション

レジュメ：内藤 和美

三者または企業自体から損害賠償を請求される場合に、保険者が保険保護を与えるものである³。

ところで、D&O保険における保険事故は、ドイツ保険経済連合会（Gesamtverband der Deutschen Versicherungswirtschaft e. V. 以下、GDV という。）が模範約款として作成した「監査役会、取締役および業務執行者向け財産損害責任保険普通保険約款（Allgemeine Versicherungsbedingungen für die Vermögensschaden-Haftpflichtversicherung von Aufsichtsräten, Vorständen und Geschäftsführern. 以下、AVB-AVG という。）」の第 2 条によれば、「保険契約の期間中に、被保険者に対してなされる最初の損害賠償請求」であり、いわゆる「請求事故方式（Anspruchserhebungs-Prinzip / Claims Made-Prinzip）」が採用されている。したがって、保険期間中に保険事故が発生した場合には、保険保護が認められるはずであるが、D&O 保険約款は通常、被保険者に対する一定の損害賠償請求については保険者の責任範囲から除外する旨の規定（免責条項）を含んでいる⁴。

AVB-AVG は、第 5 条において、一定の事実または損害を理由とする損害賠償請求については、保険保護から除外する旨を規定し、その内容は諸外国と同様、非常に多岐かつ広範囲にわたる。一般的には、ドイツの D&O 保険約款における免責条項は、主観的危険除外事実（subjektiver Risikoausschlussstatbestand）と客観的危険除外事実（objektiver Risikoausschlussstatbestand）に分類することが可能であるとされるが⁵、これは、ドイツにおいて主張されている、保険事故を発生させる危険事実はその源泉に応じて主観的危険事実と客観的危険事実とに区別される、という考え方に基づくものと思われる。この考え方に従うならば、D&O 保険約款の免責条項における主観的危険除外事実とは、被保険者たる機関構成員の頭脳に存在するのに対し、客観的危険除外事実とは、被保険者の頭脳以外のところに存在するといえる⁶。

³ Terbille, M., Münchener Anwalts Handbuch : Versicherungsrecht, 2. Aufl., München 2008, S.979.

⁴ Terbille, a. a. O., S.980.

⁵ Terbille, a. a. O., SS.999-1000.

⁶ 竹濱修「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致(二)・完」立命館法学第 171 号、1983 年、p.647 を参照。

【創立 70 周年記念大会】

第 II セッション

レジュメ：内藤 和美

このうち、主観的危険除外事実に関係し、ドイツのD&O保険約款において一般的に規定される故意免責条項は、とくに「優先的な意義 (vorrangige Bedeutung)」を有するとされ⁷、その範囲をいかに定めるかが重要な問題となっている。

3. 故意免責条項に関する検討

(1) 故意免責条項の法的根拠

ドイツのD&O保険は、保険契約法 (Versicherungsvertragsgesetz. 以下、VVG という。) を法的根拠とし、VVGの一般規定とともに、第100条以下の責任保険に関する規定が適用される。このうち、故意免責条項に関しては、責任保険に関する保険事故招致免責を規定したVVG第103条 (改正前のVVGでは第152条) が適用される⁸。VVG第103条は、損害保険の総則規定として保険事故招致免責を定めたVVG第81条 (改正前のVVGでは第61条) の特別法と位置づけられる。

ちなみに、VVG第81条の規定の概略を表にまとめると以下の通りとなる。

<VVG第81条の保険事故招致免責⁹>

	軽過失	重過失 VVG第81条2項	故意 (Vorsatz) VVG第81条1項
VVG改正による 変更の有無	変更なし	新規定	変更なし
保険者の給付	完全な給付義務 (Volle Leistungspflicht)	給付の削減 (Leistungskürzung) →過失の重大さに応じて給付が削減される。	100%の給付免除 (Leistungsfreiheit zu 100%)

VVG第103条はVVG第81条と同様、保険事故招致免責を規定するが、VVG第81条の内容を制限している。すなわち、責任保険の保険者は、すべての過失 (重過失を含む。) の場合についててん補責任を負うとともに、違法性 (Widerrechtlichkeit) のない故意の場合¹⁰にも

⁷ Terbill, a. a. O., S.1000.

⁸ Terbill, a. a. O., S.1482.

⁹ Meixner, O. und Steinbeck, R., Das neue Versicherungsvertragsrecht, München 2008, SS.122-123 に掲載の表を参照。

¹⁰ 例えば、民法典第228条 (防御的緊急避難) の場合、第229条 (自力救済) の場合または、第904条 (攻撃的緊急避難) の場合が挙げられる (ディーター・ライポルト (円谷峻 訳) 『ドイツ民法総論-設例・設問を通じて学ぶ-』成文堂、2008年)。

【創立 70 周年記念大会】

第 II セッション

レジュメ：内藤 和美

てん補責任を負うとする¹¹。具体的には、「保険契約者が第三者の受けた損害を故意にかつ違法に生じさせたときは、保険者は給付義務を負わない。」と規定し、保険者のための責任除外が生じるためには、ここでいう故意は行為についてのみでなく、損害結果についても存在しなければならないことを明らかにしている¹²。

ただし、VVG103 条は、当事者間の合意によって変更することが可能な任意規定であり、契約によっては、より緩やかな有責の形式 (*mildere Schuldformen*) の場合にも保険金請求権の喪失 (*Anspruchsverlust*) につながる可能性がある¹³。例えば、ドイツにおける責任保険の普通保険約款 (*Allgemeine Versicherungsbedingungen für die Haftpflichtversicherung*) は、その第 7.1 条において「故意に (*vorsätzlich*) 損害を招致したすべての者による保険金請求」は、保険保護から除外する旨を規定するほか¹⁴、公認会計士、弁護士、税理士、公証人、建築家といった専門家に対する職業責任保険において同様の故意免責条項が存在する¹⁵。また、D & O 保険についても、AVB-AVG および実際に保険市場で提供されている保険約款の故意免責条項の文言は、VVG 第 103 条の規定とは異なっている。すなわち、D & O 保険約款の故意免責条項は、保険契約者ではなく被保険者の故意が除外されることに加えて、除外となる事実の内容にも相違が見られる。したがって、D & O 保険における保険事故招致免責規定、すなわち故意免責条項に関しては、保険約款において個別に規定される内容に基づいて検討していくことが有用である。

(2) 故意免責条項の内容

① 具体的な規定の文言

AVB-AVG 第 5.1 条は、「故意の損害の招致 (*vorsätzliche Schadenverursachung*) を理由として、法律、規則、決議、委任状もしくは指図からの故意の逸脱 (*wissentliches Abweichen von*

¹¹ Prölss, in Prölss / Martin, *Versicherungsvertragsgesetz*, 28. Auflage, München 2010, S.721.

¹² 新井修司＝金岡京子 共訳『ドイツ保険契約法 (2008 年 1 月 1 日施行)』(社)日本損害保険協会、(社)生命保険協会、2008 年、p.333 を参照。

¹³ Prölss, a. a. O., S.723.

¹⁴ Looschelders, D. und Pohlmann, P., *VVG-Kommentar*, Köln 2010, S.1007 を参照。文言上は、「違法性」が除外の前提条件とはされていない。ただし、違法性の基準は文面には表れない故意免責の前提条件であるとする見解が支配的である。

¹⁵ Seitz, B., *Vorsatzausschluss in der D&O-Versicherung – endlich Licht im Dunkeln!*, *Versicherungsrecht*, Hef31, Köln 2007, S.1476.

【創立 70 周年記念大会】

第 II セッション

レジュメ：内藤 和美

Gesetz, Vorschrift, Beschluss, Vollmacht oder Weisung) によって、または、その他の故意の義務違反 (wissentliche Pflichtverletzung) によって」損害賠償請求がなされる場合について保険保護から除外する旨を規定する。また、実際に市場で提供されている D&O 保険は、故意免責についてそれぞれ独自の取り決めをしており、個々の約款上の文言には相違が見られる。

典型的には、ドイツにおける D&O 保険の故意免責条項は、以下の 3 つの除外事実を規定している。

- ・ 故意の義務違反 (vorsätzliche Pflichtverletzung) を理由とする損害賠償請求
- ・ 故意 (知りながら) の義務違反 (wissentliche Pflichtverletzung) を理由とする損害賠償請求
- ・ 故意の損害の招致 (vorsätzliche Schadenverursachung) を理由とする損害賠償請求¹⁶

これらの規定内容は、大きく 2 つの構成要素に分けて検討することが可能である。一つは、同じく「故意」という訳語が当てられる「Vorsatz」と「Wissentlichkeit」という異なる文言における有責の程度 (Verschuldensstufe) であり、もう一つは、それぞれの有責の程度に関する基準点 (Bezugspunkt) が、「義務違反 (Pflichtverletzung)」なのか「損害の招致 (Schadenverursachung)」なのかということである。

理論的には、D&O 保険約款の故意免責条項は、これら 2 つの構成要素の組み合わせによって成り立っているものと考えることができ、故意免責条項の意義および範囲を検討するためには、構成要素に含まれるそれぞれの概念について理解することが重要となる¹⁷。

② 「故意」について

a. Vorsatz

Vorsatz に関する定義は、VVG には規定されないために、一般的な民法上の考え方にもとづいて、「違法な結果に対する自覚および意欲 (Wissen und Wollen des rechtswidrigen Erfolgs)」であるとする考え方が有力である¹⁸。つまりこの定義から、行為者は違法な結果

¹⁶ ちなみに、vorsätzlich および wissentlich は、英語ではそれぞれ「intentional, deliberate」および「knowing, conscious」と訳される (Klatt, E. und Roy, D., Langenscheidts Taschen Wörterbuch Englisch, 1984 を参照)。

¹⁷ Seitz, a. a. O., S.1476.

¹⁸ Prölss, a. a. O., S.722, Seitz, a. a. O., S.1476.

【創立 70 周年記念大会】

第 II セッション

レジュメ：内藤 和美

を予測し、かつ、その意志で（違法な結果を）受け入れていなければならない¹⁹。この場合に、「違法な結果」はそれぞれの文脈（例えば保険約款）における違法な結果と結びつけて理解されるべきであり、「客観的事実（objektiver Tatbestand）」ということもできる。D&O保険約款に関していえば、違法な結果とは損害の招致または義務違反であるから、まさに前述した基準点の問題であり²⁰、別途検討する必要がある。

一方、「自覚および意欲」に関しては、故意免責条項との関連では、ある行為が、一定の結果が生じることと同意しそれを受け入れた上でなされる場合、つまり、行為者による一定の結果の発生に対する「自覚」という認識に関する要素と「意欲」という自発的要素

（voluntative Element des Wollens）が認められる場合には、Vorsatz（この場合は、いわゆる条件付故意（Bedingter Vorsatz）である。未必の故意（Dolus eventualis）とも呼ばれる。）が存在する²¹。そして、Vorsatzの形式のスペンは、「条件付故意（未必の故意）」から「グレード1の直接的故意（Dolus directus 1. Grades）」、そして「グレード2の直接的故意（Dolus directus 2. Grades）」にまで及ぶとされる。「直接的故意」は、「確信的な了知（sichere Kenntnis）」が存在する点において「条件付故意（未必の故意）」とは区別され²²、さらに一定の結果の発生に対する「意図（Absicht）」が認められるか否かによって、「グレード1の直接的故意」と「グレード2の直接的故意」に分けられる²³。義務違反を例として考えるならば、ある人が、一定の行為によって義務に違反するかもしれないことを単純に認めてそれを受け入れた場合には「条件付故意（未必の故意）」が存在し、また、ある人が（一定の行為が義務に違反することを）知りながら、その意志によって義務に違反した場合には「グレード1の直接的故意」が存在し、さらに、ある人が、意図的に義務に違反した場合には「グレード2の直接的故意」が存在するといえる²⁴。

¹⁹ Penner, E., Tod eines Wiedergängers? “Vorsätzliche” contra “wissentliche” Pflichtverletzung in der D&O-Versicherung, *Versicherungsrecht*, Heft 28, Marburg 2005, S.1359.

²⁰ Seitz, a. a. O., S.1477.

²¹ Seitz, a. a. O., S.1477. ちなみに、一定の結果発生の自覚はあっても意欲という「自発的要素」が認められない場合（ある行為が一定の結果が発生しないことを当てにしてなされた場合）には Vorsatz は存在せず、認識ある過失（Bewußte Fahrlässigkeit）が存在する。

²² Penner, a. a. O., S.1360.

²³ Olbrich, C., Die D&O-Versicherung, 2. Aufl., Karlsruhe 2007, S.179, Seitz, a. a. O., S.1477.

²⁴ Olbrich, a. a. O., S.179.

【創立 70 周年記念大会】

第 II セッション

レジュメ：内藤 和美

なお、保険保護からの除外という観点では、Vorsatz の場合には、条件付故意（未必の故意）があれば十分であるとされることから²⁵、このような Vorsatz の形式は直接的には問題にならない。したがって、故意免責条項の範囲は、もっぱら基準点（義務違反なのか損害の招致なのか）によって決められることになる。

b. *Wissentlichkeit*

Wissentlichkeit という概念についてもまた、VVG には規定されていないが、この文言および前提となる条件については、いくつかの学説および裁判における判決²⁶を通して解釈がなされている。

まず第一に、*Wissentlichkeit* は *Vorsatz* の下位の概念である。すなわち、*Wissentlichkeit* の場合には、*Vorsatz* における認識に関する要素（自覚）および自発的要素（意欲）に対する要求が高められている。したがって、ある行為が一定の結果が生ずるかもしれないと予見してなせることだけでは十分ではなく、ある行為によって一定の結果が生ずることについての積極的な了知（positive Kenntnis）が存在しなければならない²⁷。前述した *Vorsatz* の形式のスペンに照らして言えば、*Vorsatz* の形式に含まれる条件付故意では十分ではなく、*Wissentlichkeit* の場合には、少なくとも「グレード 1 の直接的故意」が存在しなければならない。*Vorsatz* と同様に、義務違反を例として考えるならば、ある人が、少なくともその行為が義務に違反することを積極的に知りながら義務に違反するのでなければ *Wissentlichkeit* は存在しないことになる。その結果として、保険保護からの除外についても *Vorsatz* の場合とは異なり、条件付故意（未必の故意）が存在するだけでは除外されない²⁸。したがって、一般的には、*Vorsatz* は *Wissentlichkeit* よりも除外の範囲は広く解されている。

また、これとは異なる考え方も存在する。それは、*Vorsatz* の構成要素である「自覚と意欲」を切り離して、*Wissentlichkeit* は「自覚」という認識に関する要素があれば十分に成り立つ（「意欲」という自発的要素は必ずしも必要ではない。）とするものである。具体的に

²⁵ Prölss, a. a. O., S.722, Seitz, a. a. O., S.1477.

²⁶ D & O 保険の故意免責条項に関する裁判例は見当たらないが、専門家向けの職業責任保険やその他の財産損害責任保険の分野では、故意免責条項に関する裁判例が存在する（例えば「公認会計士、経済顧問および税理士の構成員向け財産損害責任保険」の故意免責条項に関する連邦最高裁判所の判決がある（BGH 26.9.1990, *Versicherungsrecht*, Heft5, Köln 1991, SS.176-179））。

²⁷ 行為に対する自覚が大きくなるほど、それだけいっそう強い意欲が存在する（Seitz, a. a. O., S.1477）。

²⁸ Olbrich, a. a. O., S.179, Seitz, a. a. O., S.1477.

【創立 70 周年記念大会】

第 II セッション

レジュメ：内藤 和美

は、ある人が積極的に知りながらその義務に違反し、違反した義務と発生した損害の間に因果関係（*Ursächlichkeit*）が存在する場合には、たとえ義務に違反することを欲したわけではないとしても *Wissentlichkeit* が存在する。したがって、除外の範囲に関しては、*Wissentlichkeit* は *Vorsatz* よりも広くなるとする²⁹。ただし、行為者が自らの義務について積極的に知りながらその義務に違反し、しかしそのような義務違反をするつもりがなかったことを論理的に説明することはできないだろう³⁰。したがって、この主張の根底には、*Vorsatz* における「自覚と意欲」は義務違反に対するというよりも、むしろ義務違反の結果（少なくとも損害の発生の可能性があること）を対象とするという考え方があるといえる³¹。そのように理解すれば、（さし迫った損害を）積極的に知りながら義務に違反したが、それは会社に利益をもたらすためであったという場合には（ただし、このような「経営上のとばく師（*Hasardeure im Management*）」はまれにしか存在しないが³²）、損害の発生に対する「意欲」まではないことから、義務違反について *Vorsatz* は存在せず、一方で、違反した義務について積極的に知っていたのだから *Wissentlichkeit* は存在するということができる。

以上のように、*Vorsatz* と *Wissentlichkeit* という概念については、いまだ統一的な見解が見られない。しかし、故意免責条項の規定の文言として *Vorsatz* が使われるか *Wissentlichkeit* が使われるかによっては、保険保護の除外の範囲に少なからぬ影響がもたらされることは明らかである³³。

③故意の「基準点」について

²⁹ Steinkühler, S., D&O – ad absurdum?, *Versicherungswirtschaft*, Heft 21, Düsseldorf 2003, S.1734, Vorrath, B., “Wissentliche Pflichtverletzung” in den D&O-Versicherungsbedingungen, *Versicherungswirtschaft*, Heft2, Frankfurt 2006, SS.151-152, Vorrath, B., Wissentliche Pflichtverletzung in der D&O-Versicherung – Ein Ausschlussstatbestand “sui generis”?, *Versicherungswirtschaft*, Heft7, Frankfurt 2006, SS.575-576.

³⁰ Seitz, a. a. O., S.1477, Penner, a. a. O., S.1361.

³¹ *Vorsatz* は、損害をもたらした行為だけでなく損害という結果にも関係する（Steinkühler, a. a. O., S.1734）。故意による行為（*vosätzliche Handlung*）の範囲では、損害発生の可能性、または、少なくとも財産を危険にさらす可能性が現れるはずである（Hendricks, Kein D&O-Schutz für *Hasardeure*, *Versicherungswirtschaft*, Heft3, Düsseldorf 2006, S.230）。

³² Hendricks, a. a. O., S.230.

³³ Seitz, a. a. O., S.1477.

【創立 70 周年記念大会】

第 II セッション

レジュメ：内藤 和美

VVG 第 103 条によれば、故意 (Vorsatz) は、行為についてのみならず違法の結果である第三者の損害についても存在しなければならない³⁴。しかし、個別の約款において故意免責条項が定められる場合には、故意が損害という結果についても存在しなければならないわけではない³⁵。したがって、D&O 保険約款においても、故意の基準点が「義務違反」とされる場合には、故意はただ「義務違反」という行為にのみに存在し、その結果として生じる損害にまでは及ぶことはなく、同様に、「故意」の基準点が「損害の招致」である場合には、故意は損害という結果にもまた存在しなければならないとされる³⁶。

この考え方にしたがえば、保険保護からの除外という観点では、故意が「義務違反」を基準点とする場合の方が、「損害の招致」を基準点とする場合よりも、除外の範囲は広がる。また、AVB-AVG 第 5.1 条のように、保険者が保険保護からの除外事実として、法律上の義務に故意に違反することに加えて、故意に決議、規則、委任状または指図から逸脱する場合、および、その他の故意による義務違反を定める場合には、保険保護の範囲はさらに制限されることになる。というのも、多くの損害賠償責任の事例では、会社の決議または定款や雇用契約に基づく同意にかんがみて、故意の義務違反が認められているからである。さらに、会社の最善の利益になると信じて、故意に（知りながら）その義務に違反する場合であっても故意の義務違反 (vorsätzliche oder wissentliche Pflichtverletzung) は存在することになる。つまり、このようなケースでは、故意免責条項が「義務違反」を基準点とする限りでは、Vorsatz と Wissentlichkeit の相違に関わらず、保険保護から除外されるのである³⁷。

一方、前述した、Vorsatz を「（義務違反の結果としての）損害発生の自覚および意欲」であると解する立場によれば、同じケースであっても異なる結果がもたらされる可能性がある。すなわち、会社の利益のために故意に（知りながら）義務に違反したのであるから、行為者に損害発生の意欲はなく、故意の義務違反 (vorsätzliche Pflichtverletzung) は存在しないが、その義務違反について知っていたのであるから（損害発生の可能性を認識していたならば）故意の義務違反 (wissentliche Pflichtverletzung) は存在する。したがって、このケースでは、

³⁴ Looschelders, a. a. O., S.1007, Prölss, a. a. O., S.722 および新井＝金岡, p.333 (前掲注 12) を参照。

³⁵ Prölss, a. a. O., SS.723-724.

³⁶ Penner, a. a. O., SS.1359-1360, Seitz, a. a. O., SS.1477-1478.

³⁷ Olbrich, a. a. O., S. 180.

【創立 70 周年記念大会】

第 II セッション

レジュメ：内藤 和美

故意免責条項が故意の義務違反（*vorsätzliche Pflichtverletzung*）を除外事実としていれば除外されないが、故意の義務違反（*wissentliche Pflichtverletzung*）を規定していれば除外される可能性がある。

「故意」と同様、故意の「基準点」についても、約款の解釈問題として引き続き議論の余地があるといえる³⁸。

④小括

以上のように、D&O保険約款における故意免責条項を、「故意」における有責の程度と故意の「基準点」という2つの構成要素に分けて検討した結果、ドイツでは主として2つの異なる見解が存在することが明らかになった。

なお、実務上は、被保険者たる企業の機関構成員が故意に（知りながら）義務に違反する場合であっても様々なケースが想定される。例えば、「その1：企業に損害をもたらす結果を同意して受け入れていた場合（損害が発生しても仕方がないと考えていた場合）」、「その2：起こりうる損害の結果について全く承知していなかった（自らの行為の結果を見通してしていなかった）場合」、「その3：良い結果がもたらされるものと本気で信じていた（企業の利益になると考えていた）場合」、「その4：損害を回避する目的であった場合」などである³⁹。かりに、D&O保険における故意免責条項が故意の義務違反を除外事実とする場合に、保険者は、機関構成員が知りながら義務に違反していることを理由としてこれらのケースを一律に保険保護から除外することが考えられる。しかし一方で、保険者が、保険保護からの除外を主張するには損害発生に対する「自覚と意欲」がなければならないという解釈にしたがうならば、少なくとも「その2」～「その4」のようなケースは除外しない可能性もある。さらに、後者に関しては、「故意の損害の招致（*vorsätzliche Schadenverursachung*）」を除外事実とする場合との関係が問題になるだろう。

今後のドイツにおける議論の進展が注目される場所である⁴⁰。

³⁸ Vorrath, a. a. O., S. 576.

³⁹ Hansen, S., *Wissentliche Pflichtverletzung in der D&O, Versicherungswirtschaft*, Heft4, 2006, S.313.

⁴⁰ なお、フランスでは、保険法典が陸上保険に共通の免責事由として、故意による損害招致を規定し、約款は保険法典の規定を取り入れているとされる。このうち責任保険契約の免責条項（故意免責条項）については、被害者保護の観点から厳格な解釈が採用される傾向にあるという（山野嘉朗「保険契約における故

4. むすびにかえて

ドイツのD&O保険市場は、近年、保険者が予期しなかった損害事故の多発に伴う機関構成員の責任リスクの高まりによって、いっそうハード化しているといわれる。保険者は、このような状況に対して、保険料の引き上げおよびてん補責任限度額の引き下げに加えて、てん補範囲の縮小によって対処しようとしている⁴¹。

故意免責条項は、主観的な危険除外事実に関係し、リスクの度合いを客観的に評価することが非常に困難であることに加えて、一見すると些細な文言の相違が、保険保護の除外の範囲に少なからぬ影響を及ぼすものである。保険者は、過度な除外範囲の拡大によってD&O保険に対する被保険者の疑念を生じさせることがないよう、また、約款解釈をめぐる見解の相違によって被保険者を不安定な立場に置くことがないよう、慎重に取り組むことが求められている。

意免責条項の厳格解釈について―日仏の最新判例の紹介を中心に― 文研論集第 124 号、生命保険文化研究所、1998 年、pp.71-103 を参照）。

⁴¹ Steinkühler, a. a. O., S.1734.